



埼玉県庁様・6市様が実施！ ～生活保護費の適正化に貢献～

新型コロナウイルスの影響により貧困に陥り、生活保護の新規申請をされる市民が多い状況と思います。

しかし、最後のセーフティネットである生活保護制度に頼る前に、「第一のセーフティネット」である自身の年金受給権を行使できていない被保護者も多数います。

被保護者の権利を擁護することで生活保護からの自立を図る一方、自治体様の生活保護費の歳出を適正に削減することができる、被保護者の権利を詳細調査・申請代行する事業をご提案致します。

弊社は令和4年度、埼玉県庁様及び6市様から受託している、年金調査に専門性のある唯一の社会保険労務士事務所です。

すでに各自治体様で数千万円～数億円規模で歳出削減効果を上げています。

詳しい事業内容と、各自治体様での事業結果は

裏面をご覧ください ⇒

詳細調査で年金権利を発見！

生活保護の新規申請があった際、自治体様では生活保護法第29条にもとづき調査をされていることと思います。しかし、本人の年金記録なのに第29条調査では回答されないことがあります。

- ✓ 旧姓の時期に厚生年金に加入していた期間
- ✓ 学生だった期間や被扶養期間

これらの年金加入期間を統合すれば、被保護者に年金受給権が発生することもあり、その分の保護費削減、場合によっては保護からの自立につなげることができます。

業として唯一年金申請代行できる社会保険労務士が、詳細調査から申請まで実施致します。

弊社事業では、以下の通り自治体様と連携して行います。

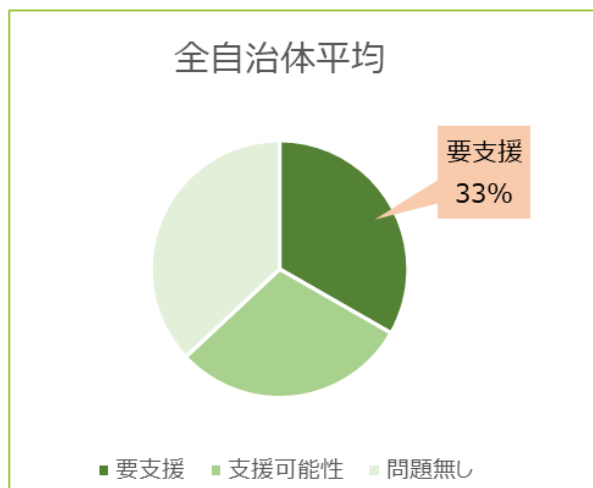
- ✓ 60歳以上全員の年金詳細調査・申請代行
- ✓ 障害を持つ方の障害年金調査・申請代行
- ✓ 新規生活保護申請者の年金詳細調査・申請代行
- ✓ 傷病手当金・リバースモーゲージ等の申請補助

適正な受給権行使・適正な生活保護費削減！

実施自治体様では、調査対象者 3人に1人の年金記録に何らかの問題が見つかりました。どの自治体様にも同割合で支援すべき方が存在するものと思われます。弊社事業によって早期に調査し、支援を要する被保護者を発見することが重要です。

< 弊社事業による歳出削減実績 >

平成29年度	1億 300万円
平成30年度	1億 800万円
令和元年度	2億 500万円
令和2年度	2億 500万円
令和3年度	3億5,200万円



※数字は、令和3年4月～令和4年1月の実績

また、今年度は埼玉県庁様を含む多数自治体様と受託契約しております。

< 令和4年度実施 9福祉事務所様 >

- ✓ 埼玉県北本市様 (平成29年度から継続6年目)
- ✓ 埼玉県桶川市様 (平成30年度事業開始時から随意契約)
- ✓ 埼玉県鴻巣市様 (令和元年度から事業開始し、現在は随意契約)
- ✓ 埼玉県新座市様 (令和3年度事業開始時から随意契約)
- ✓ 埼玉県福祉部様 (令和3年度から事業開始) 東部中央・西部・北部の各福祉事務所
- ✓ 埼玉県和光市様 (今年度から事業開始)
- ✓ 埼玉県坂戸市様 (今年度から事業開始)

お問い合わせはこちらから

社会保険労務士法人 For the others
代表／社会保険労務士 美原 将也

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-9-6 加来ビル403
TEL / FAX 048-767-7684
E-mail partnership@fortheothers.group
WEB <https://fortheothers.group/>

